

# 沼田市小規模工事等契約希望者登録申請の手引き

## 1 小規模工事等契約希望者登録制度

この制度は、市が発注する小規模な工事及び修繕の契約を希望する競争入札参加資格非保有者を登録し、発注時に積極的に業者選定の対象とすることにより、地元業者の受注機会を拡大しようとするものです。

## 2 対象となる工事等

対象となる小規模工事等は、市が発注する小規模な工事や修繕等において、その内容が軽易であって、かつ履行の確保が容易であると認められるもので、1件の予定価格が130万以下のものを対象としています。

## 3 業種

契約希望業種分類表

大分類	小分類（具体的な内容の例示）
建築関係	建築一式、大工、左官、屋根、防水、板金、溶接、塗装、タイル・ブロック・石、ガラス、鍵、内装、建具、畳、フェンス等
土木関係	土木一式、舗装、交通安全施設、防護柵、遊具、造園等
設備関係	給排水衛生、機械器具、空調、ガス、厨房、ボイラー、電気、通信、放送・警報等

## 4 登録の要件

小規模工事等の契約希望者として登録できる者は、沼田市契約規則第2条第1項第1号に該当しない者であって、次の各号の全ての要件を満たす者としします。

- (1) 法人の場合にあっては登記簿上の本店を、個人事業者の場合にあっては主たる事業所を本市に有していること。
- (2) 競争入札参加資格（建設工事）者でないこと。
- (3) 契約希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有していること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 沼田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は法人の役員が当該暴力団員等でないこと。

## 5 登録申請の時期、方法等

※登録申請の種類として定期申請と随時申請があります。

- 定期申請とは、隔年ごとの1月1日から3月31日までの間で市が指定する期間に行う申請です。
- 随時申請とは、定期申請の行われた年の4月1日から翌年の12月28日までに行う申請です。

### (1) 申請書類

登録申請を希望する者は、「沼田市小規模工事等契約希望者登録申請書」（様式第1号）に次の書類を添付して申請して下さい。

- ①市長が発行する「**完納証明書**」原本（提出日の直近に取得したものとしします。完納

証明書は返却しません)

- ②契約を希望する業種に必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- ③「暴力団排除に関する誓約書」
- ④その他市長が特別に必要なと認めた書類

※申請書様式は、沼田市役所契約検査課窓口を用意してあります。

また、インターネットを利用し、沼田市ホームページの「入札・契約情報」のページからダウンロードできます。

## (2) 申請書の提出方法

沼田市役所総務部契約検査課へ郵送又は持参してください。

## (3) 受付期間（令和6・7年度分）

定期申請の受付期間 令和6年3月1日から令和6年3月22日

随時申請の受付期間 令和6年4月1日から令和7年12月28日  
（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受付）

## (4) 登録の有効期間（令和6・7年度分）

登録の有効期間は、定期申請にあつては令和6年4月1日から令和8年3月31日まで、随時申請にあつては登録の日から令和8年3月31日までです。

## (5) 申請書等の提出部数 各1部

## 6 登録者の取扱い

申請書を提出して審査に合格した者は、「小規模工事等希望者登録名簿」（以下「名簿」という。）に登録されます。この名簿は、市が発注する小規模工事等の業者選定（見積合わせ等）の際に利用します。また、入札・契約制度の透明性を確保するため、名簿は沼田市ホームページに掲載する方法等により一般に公開します。

なお、この名簿に登録されても業者選定や契約を確約するものではありませんので、ご承知おき下さい。

## 7 登録事項の変更等

名簿に登録された後、登録事項に変更が生じた場合は「沼田市小規模工事等契約希望者登録事項等変更・廃止届」（様式第2号）を速やかに提出して下さい。

## 8 登録の取消し

名簿に登録されている者が、次のいずれかに該当した場合は、登録を取消すことがありますのでご注意ください。

- (1) 申請書等の記載事項に虚偽がある場合
- (2) 4の登録の要件を満たさなくなったとき

問い合わせ先

沼田市役所総務部契約検査課契約係

TEL0278-23-2111（内線4051）

【参考】

○沼田市契約規則【抜粋】

(一般競争入札の参加者の資格)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加させることができない。ただし、売渡し及び貸与の場合は、この限りでない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第2項に掲げる事項に該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者。なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

○地方自治法施行令【抜粋】

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

○沼田市暴力団排除条例【抜粋】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。